様式第１号（第３条関係）

　令和　　年　　月　　日

　（一社）島原半島観光連盟

　会長　宮崎　高一　様

申請者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体等名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

鳥瞰図等使用承認申請書

島原半島鳥瞰図等を下記のとおり使用したいので申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 使用対象物件 | 島原半島鳥瞰図　　　・　　　島原半島ロゴマーク |
| 事 業 名 |  |
| 使用目的 |  |
| 使用方法(販売、配付等) |  |
| 使用期間 | 令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日　 |
| 使用数量 |  |
| 販売・非売の別 | 　販売（予定小売価格　　　　　　円）　・　非売 |
| 担当者連絡先 | 担当者部署・氏名電話番号ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ |

　添付書類

（１）企画書（レイアウト、スケッチ、原稿等）

　　（２）申請者の概要

（３）その他参考資料

様式第４号（第８条関係）

令和　　年　　月　　日

　（一社）島原半島観光連盟

　会長　宮崎　高一　様

申請者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体等名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

鳥瞰図等使用内容変更承認申請書

　令和　　年　　月　日付け　　　　　第　　　号で承認を受けた島原半島鳥瞰図等の使用の内容を変更したいので、次のとおり申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 変更前 | 変更後 |
| 使用対象物件 | 鳥瞰図　・　ロゴマーク | 鳥瞰図　・　ロゴマーク |
| 使用目的 |  |  |
| 使用方法(販売、配付等) |  |  |
| 使用期間 | 令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日　 | 令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日　 |
| 使用数量 |  |  |
| 販売・非売の別 | 　販売（予定小売価格　　　　円）　非売 | 　販売（予定小売価格　　　　円）　非売 |
| 変更理由 |  |
| 承認番号 | 第　　　　　　号 |

※変更内容が確認できる資料等を添付してください。

「島原半島鳥瞰図」及び島原半島ロゴマーク使用取扱要綱

（趣旨）

第１条 この要綱は、「島原半島鳥瞰図」及び島原半島ロゴマーク（以下「鳥瞰図等」）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この要綱において、鳥瞰図等とは、「別紙A」に定める鳥瞰図等の基本デザイン及び（一社）島原半島観光連盟（以下「連盟」）が「別紙B」に定めるデザイン展開をいう。

（使用承認の申請）

第３条 鳥瞰図等を使用しようとする者は、鳥瞰図等使用承認申請書（様式第１号）に必要書類を添えて連盟に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（１） 国又は他の地方公共団体が広報又はそれに準ずる業務の目的で使用するとき。

（２） 学校等の教育機関が教育等の目的で使用するとき。

（３） 新聞、テレビ、雑誌等の関係機関が報道又は広報の目的で使用するとき。

（４） 個人若しくは家庭内又はこれに準ずる限られた範囲内において使用するとき。

（５） その他連盟が適当と認めたとき。

（使用承認）

第４条 連盟は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、次の各号の

いずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

（１） 島原半島、又は雲仙温泉郷の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。

（２） 鳥瞰図等のイメージを損ない、又はそのおそれのあるとき。

（３） 申請者が自己の商標や意匠とするなど独占的に使用するとき、又は使用するお

それのあるとき。

（４） 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。

（５） 連盟、又は「島原半島　雲仙温泉郷」が特定の個人、政党、宗教団体を支援し、

若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。

（６） 使用者が不当な利益を得るために使用し、又はそのおそれのあるとき。

（７） 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認

められるとき。

（８） その他連盟が使用について不適当であると認めたとき。

２ 連盟は、前項の規定により鳥瞰図等の使用を承認したときは、鳥瞰図等使用承認通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

（使用の不承認）

第５条 連盟は、前条第１項各号のいずれかに該当し、使用を承認することが不適当と認

めたときは、鳥瞰図等使用不承認通知書（様式第３号）により申請者に通知する

ものとする。

（使用料）

第６条 鳥瞰図等の使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第７条 鳥瞰図等の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１） 承認された用途にのみ使用し、連盟の指示する条件に従うこと。

（２） 定められた色、形状、形式等に従って正しく使用すること。

（３） これを譲渡し、又は転貸しないこと。

（４） 承認に係る物品等の完成品を速やかに連盟に提出すること。ただし、完成品の提

出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

（５） 商標登録出願を行わないこと。

（承認内容の変更申請）

第８条 使用者は、承認された内容を変更しようとするときは、鳥瞰図等使用内容変更承認申請書（様式第４号）によりあらかじめ連盟に申請しなければならない。

２ 連盟は、前項の申請について、変更することが適当と認めたときは、鳥瞰図等使用内容変更承認通知書（様式第５号）により申請者に通知するものとする。

（使用承認の取消し）

第９条 連盟は、使用者がこの要綱及び承認された内容に違反していると認めたときは、当該承認を取り消すことができる。

２ 連盟は、前項の規定により使用承認を取り消したときは、使用者に対して鳥瞰図等使用承認取消通知書（様式第６号）により通知するものとする。

３ 連盟は、承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

（鳥瞰図等に関する権利）

第１０条 鳥瞰図等に関する一切の権利は、連盟に属する。

（損失補償等の責任）

第１１条 連盟は、鳥瞰図等の使用に関して生じた損失について、一切の責任を負わないものとする。

２ 使用者は、鳥瞰図等を使用し作成した物品等の瑕疵により第三者に損害又は損失を与えた場合は、これに対し全責任を負い、連盟は損害賠償、損失補償その他の法律上の一切の責任を負わないものとする。

３ 使用者が鳥瞰図等の使用に際して、故意又は過失により連盟又は「島原半島　雲仙温泉郷」に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を連盟に賠償しなければならない。

（雑則）

第１２条 この要綱に定めるもののほか、鳥瞰図等の使用に関し必要な事項は、連盟が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年６月４日から施行する。